

# 山陽小野田市農業委員会

## 第10回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月13日午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 40号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 41号 現況証明願

報告第 17号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 42号 農用地利用集積計画について

報告第 19号 非農地判定による通知について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

## 7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第10回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は緒方委員と辻村委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第40号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第5条の許可申請は7件です。</p> <p>議案第40号番号28について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、総合事務所から北東へ約0.5kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。</p> <p>申請内容は、1ページの番号28のとおりです。</p> <p>公図は4ページ、土地利用図は5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。</p>
議長 13番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>現地の位置につきましては事務局の方から説明がありましたので省略いたします。</p> <p>4月5日に事務局2名と五十嵐委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。</p> <p>周辺の状況は、北側と東側が宅地で、南側と西側が道路となっていました。申請地の状況は保全管理の状態でした。雨水処理に関しては、南側道路側溝へ排水します。汚水に関しては公共下水で処理します。埋立法面の処理はありません。申請地への進入路は南側と西側の道路からとなります。境界については既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p>

議案第 40 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 29 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 40 号番号 29 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 1.3 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、1 ページの番号 29 のとおりです。

公図は 7 ページ、土地利用図は 8 ページ乃至 10 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局の方から説明がありましたので省略させていただきます。

4 月 5 日に事務局 2 名と二井委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、西側と北側が畑地で、東側が宅地、南側が赤字道となっていました。申請地の状況は一部が廃屋で、残りは草地となっています。雨水処理に関しては南側にある溜枡に排水します。汚水に関しては合併浄化槽にて処理します。埋立法面の処理はありません。申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は 2 m です。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については畦畔と擁壁で確認しています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 40 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 30 については、議案第 41 号「現況証明願いについて」番号 9 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 40 号番号 30 及び議案第 41 号番号 9 について議案書をもとに一括して説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 0.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

議案第 40 号番号 30 の申請内容は、1 ページの番号 30 のとおりです。

公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

また、議案第 41 号番号 9 の申請内容は、29 ページの番号 9 のとおりです。

公図は 31 ページをご覧ください。

本件は、昭和 49 年頃に申請者の父が隣接地を農地転用した際、越境して農業用倉庫を建設し、現在に至っております。

すでに宅地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。

周辺の状況は、概ね宅地ですが、東側の一部に畑地があります。申請地の状況は保全管理中で、一部耕作中でした。

雨水処理に関しては南側道路側溝へ排水します。

汚水に関しては公共下水に接続します。

埋立法面の処理は L 型擁壁です。

申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は 6 m です。

境界については既設構造物で確認しています。

続いて現況証明についての報告を行います。

申請地は昭和 49 年に農業用倉庫で農地転用を行った際に自分の所有地へ越境して建築してしまったようです。

周辺の状況は、北側は転用がでている前の農地で、南側が農業用倉庫です。

申請地の状況は農業用倉庫が建っています。

以上の事から農地性はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 40 号番号 30 及び議案第 41 号番号 9 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 31 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 40 号番号 31 について議案書をもとに説明いたします。  
14 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 1.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、1 ページの番号 31 のとおりです。

公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局の方から説明がありましたので省略します。

周辺の状況は、北側と西側が道路で、東側が資材置場、南側が雑種地となっています。

申請地の状況は保全管理中で、15 ページの図面の 173-16 のみ耕作されていました。

雨水処理に関しては、西側の農業用水路に排水します。

汚水に関しては公共下水で処理します。

埋立法面はありませんが、土地自体が低いいため周辺の道路と同じレベルまで埋めるようです。平均 1.3m 程の埋立との事です。

境界に関しては既設構造物と畦畔で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 40 号番号 31 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 32 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 40 号番号 32 について議案書をもとに説明いたします。  
17 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約 2.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、1 ページの番号 32 のとおりです。

公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページ及び 20 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長  
1 1 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側と北側、南側が宅地で、西側が道路となっていました。

申請地は形がL型で、2190-2 と 2190-3 が一体化された雑種地となっています。

雨水処理に関しては自然流下で農業用排水路に流します。

申請地への進入路の位置は図面西側で幅員は 2m です。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界に関しては、法尻や道路で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 40 号番号 32 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 33 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 40 号番号 33 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南東へ約 0.9 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、2 ページの番号 33 のとおりです。

公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
1 3 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は東側以外が田で、東側が道路となっています。

申請地の状況は草地となっています。

雨水処理に関しては自然流下で西側の農業用水路に流します。

申請地への進入路の位置は図面東側の道路からです。

境界については畦畔等で確認しています。

議長 以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 40 号番号 33 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 34 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 40 号番号 34 について議案書をもとに説明いたします。  
24 ページをご覧ください。  
申請地は、埴生支所から南東へ約 1.4 k m に位置する公共投資の  
対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
申請内容は、2 ページの番号 34 のとおりです。公図は 25 ペー  
ジ、土地利用図は 26 ページをご覧ください。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしている  
と考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 1 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、東側の県道と西側の市道に囲まれた農地となっ  
ています。  
申請地の状況は、1350 と 1368 が耕作中で、残りは休耕田となっ  
ていました。  
雨水処理に関しては自然流下で用水路に排水します。  
埋立法面の処理は、ありません。  
申請地への進入路の位置は図面左側で、幅員は 2 m です。  
境界につきましては、土手や水路等で確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

8 番 私の住んでいる地区にも太陽光がたくさんできているのですが、  
設置した場合、水路にかかるわけです。その管理を業者は全くして  
くれません。フェンスがあるため草刈りすることもできず、水路の  
管理が困難な状況になっています。水路の周りのため除草剤も撒く  
わけにもいかないのです、何かいい方法はないのでしょうか。

議長 水利組合への許可等はないのですか。  
8 番 ありまして、その時は業者の方へ「管理をお願いしますね。」「わ



かりました。」となるのですが、その後はなにもしないです。

6 番 太陽光の業者もすぐに別の業者へ売却などして、資産運用をしているので、業者に言ってもその時には既に権利が別の業者に移っているので手遅れになることが多いですよ。転用の許可を出すときに設置後の管理も条件として付帯しておくべきだと思います。

8 番 防草シートでも張ってくればまだ多少なりともいいのですが。  
議長 事務局、その辺の確認はいかがですか。

局長 本事案につきましては面積が 11,139 m<sup>2</sup>ですので、農地転用の他に開発行為の許可申請と国土利用法の許可が必要になっています。それに加えて、菅内閣のほうでカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すと言われており、太陽光発電などを今後推進していく可能性があります。ですから、そのような中で農業振興あるいは水路の管理などの関連については今後、環境省や農林水産省、経済産業省などのレベルでの調整が図られるものと考えておりますが、我々の段階では先ほど田中委員がおっしゃられていた前段のこと以上の事は言える状況ではありません。

議長 事務局に申請が出た段階でそういう話はないのですか。  
事務局 現状ではしておりません。

今の段階では当事者間、水利組合と設置業者の話し合いになってくると思います。例えばですが、26 ページの埴生の太陽光発電の図面をご覧ください。左下に一部パネルが設置されていないエリアがあると思います。これは隣接地に住宅があり、住民から反射で眩しくなるので設置しないでほしいとの要望を受け、その部分を空き地にしたという経緯もあります。加えて、その空き地で太陽光発電事業をする上で必要な維持管理や資材置場、駐車スペースとして利用できることからこれに応じたものと思われませんが、このように意向を聞き入れていただけることもありますので、先ほどの様なパターンでしたら、水利組合の方から緩衝帯を作っていただけるようお願いしたら、聞き入れていただける業者もおられるかとは思いますが、現状では当事者間で話し合っただけしかない状態です。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 40 号番号 34 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 41 号「現況証明願い」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は2件ですが、議案第41号番号9につきましては、先ほど審議が終了していますので、議案第41号番号10について議案書をもとに説明いたします。

32ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南西へ約5.1km、農用地外にあります。

公図は33ページをご覧ください。

申請内容は29ページ番号10のとおりです。

本件は、平成の初めごろから駐車場として利用されており、周辺に樹木や庭石が散在し、現在に至っております。

すでに雑種地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は北側が畑地でそれ以外は道路に面しています。

申請地の状況は、直径30cmほどの大きな木が植えてあり、10個程度庭石があり、駐車場として利用されてきました。

以上の事から農地性はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第41号番号10に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第17号「農地法第5条第1項ただし書の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の「農地法第5条第1項ただし書の規定による届出について」は3件です。

番号4乃至番号6については、いずれも借受人が同一ですので、一括して説明します。

届出地は、35ページ、埴生支所から北へ約2.5km下福田集落内、40ページ、埴生支所から北西へ約2.7km大持集落内、及び45ページ、総合事務所から西へ約1.8km栗田集落内となります。公図は36ページ、41ページ及び46ページをご覧ください。

また、土地利用図は、37ページ乃至39ページ、42ページ乃至44ページ及び47ページ乃至49ページをご覧ください。

届出内容は、34ページ、番号4乃至番号6のとおりで、いずれも無線基地局です。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 17 号番号 4、番号 5 及び番号 6 は原案どおり処理いたします。  
次に報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 50 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 24 及び番号 25 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。  
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)

6 番  
事務局 6 番 この度解約される金田さんは認定農業者ですか。  
そうです。  
福正寺地区や鴨庄地区でも作っているはずだが、数か月前に息子が骨折して耕作が困難だと聞いたのですが、解約後にどうするか決まっているのですか。聞いたところによるともう農業をやめようかという意向もあるとの事でしたが。後継が決まっていればいいですが、そうでなければ農業委員会から斡旋するなどしないといけないのではないか。

局長 福正寺地区は第 5 区のため、斡旋は地区担当の農業委員および推進委員にご尽力いただければと思います。

議長 第 5 区の農業委員は田中委員ですね。  
6 番 そうです。そして推進委員は中島委員です。  
議長 お二人で目を配りながらよろしくお願いします。  
他にありませんか。無いようでしたら報告第 18 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 42 号「農用地利用集積計画」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 52 ページ乃至 55 ページを御覧ください。  
議案第 42 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 49 番から 74 番までの 26 件、52 筆、52,062 m<sup>2</sup>でございます。  
ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 42 号は原案どおり決定することとします。

次に報告第 19 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 56 ページを御覧ください。

報告第 19 号番号 1 について議案書をもとに説明します。

今回、B 分類の荒廃農地について非農地通知を発出するものは番号 1 番の 1 件、合計で 380 筆、面積 159,597 m<sup>2</sup>、所有者 214 人、対象は大字小野田地区です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら原案どおり処理することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、5 月 7 日(金) 9 時から、相本委員、森田委員でお願いします。

第 11 回総会は、5 月 14 日(金) 13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 10 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 40 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

7 番委員

---

議事録署名委員

8 番委員

---